資料9

議題９　普通財産の売払いにかかる費用負担について（知立市提出）

市名	回答			
	（１）測量等（測量・境界確定・不動産鑑定・登記）の費用の負担者について	（２）費用負担に関する基準（規則・要領・売買契約等）	（３）企業誘致による普通財産の売払い	（「有」の場合）測量等の費用の負担者について
名古屋市	測量・境界確定→原則買取希望者負担（個別事情による例外あり） 鑑定・登記→本市負担（登録免許税の納付のみ買取希望者負担） ただし、一般競争入札による売払いについては全て本市負担	無し	有	本市
豊橋市	・測量、不動産鑑定費用は市負担 ・登記費用は先方	特にありません	無	
岡崎市	入札に係る案件は全て市が負担しています。 法定外公共物を含む随意契約による売払いについては、不動産鑑定に係る費用のみ市で負担し、それ以外は原因者の負担としています。	基準を定めたものはありません。	有	工業団地等市の事業として売払う場合は市による負担になりますが、産業立地誘導地区の売払いは原因者負担としています。
一宮市	法定外公共用物の売払いは買取希望者負担とし、一般競争入札による売払いは市で負担している。	慣行上、（１）のような取り扱いとしている（契約書には記載あり）。	無	
瀬戸市	一般競争入札の場合は市、狭小地等の随時売払いの場合は買取希望者	無	有	負担者は原則、市か瀬戸市土地開発公社
半田市	【隣地処分】 測量・境界確定・登記は買取希望者負担。 【一般競争入札】 測量・境界確定は市で負担。登記は買取希望者負担。 ※隣地処分・一般競争入札いずれの場合も、不動産鑑定は概ね500万円以上の土地は市で負担。500万円未満の土地は鑑定ではなく、市の職員による評価。	なし	無	
春日井市	春日井市	定めていない	有	市が企業誘致先としてプロポーザルで売払う場合は、市が測量等を行い売却しているが、企業誘致のため、赤道、水路等を用途廃止し払い下げる場合は、原因者負担としている。
豊川市	測量・境界確定は契約者負担。※市の都合により売り払う場合は除く 不動産鑑定は市負担 登記は契約者負担	豊川市普通財産の売払いに関する要綱	無	
津島市	市が負担している。	特に定めていない。	有	市が負担している。
碧南市	明確な基準はありません。協議のうえ、決定します。	明確な基準はありません。	無	
刈谷市	払下げに係る費用負担の明確な基準はありません。払下げの経緯等から、相手方と相談して総合的に決定しています。直近の事例だと、市が所有する土地の隣地所有者から払下げの申し出がありました。相手方からの申し出ではありましたが、対象地一帯は、長年にわたり隣接地との境界が不明確であり、土地の整理を行ういい機会だと考え、測量費用の一部を市において負担しました。なお、分筆費用については相手方の意図があったため、負担いただいております。	無	無	
豊田市	【測量・境界確定】 公募処分する場合：市負担 相手方からの払下申出による随意契約の場合：相手方負担 【不動産鑑定】 市負担　※主に公募処分の場合のみ鑑定のため（小規模物件は職員による査定） 【登記】 市負担　※登録免許税は相手方負担	なし	有	市負担 ※市が用地整備してから売却しているため

議題９　普通財産の売払いにかかる費用負担について（知立市提出）

市名	回答			
	（１）測量等（測量・境界確定・不動産鑑定・登記）の費用の負担者について	（２）費用負担に関する基準（規則・要領・売買契約等）	（３）企業誘致による普通財産の売払い	（「有」の場合）測量等の費用の負担者について
安　城　市	貴市と同様に、法定外公共用物の売払いは買取希望者負担とし、一般競争入札による売払いは市で負担しています。	無	有	費用負担に関する基準はありません。市・企業庁・民間開発等、どこが主導するかで考え方も変わってくると思いますが、測量は主導側、不動産鑑定は売主側の負担かと考えます。
西　尾　市	○随意契約の場合 表示登記を行う上で必要な費用（測量・分筆・境界確定）は買取希望者負担 所有権移転登記の委託費用（買取希望者が自ら嘱託する場合を除く）は市負担 ○一般競争入札の場合 測量・分筆・境界確定を行う必要があれば、市負担 不動産鑑定評価・所有権移転登記の委託費用（買取希望者が自ら嘱託する場合を除く）は市負担	西尾市普通財産の随意契約による売却要領 第6条　普通財産を随意契約により買い受ける者は、売買契約に要する費用を負担するものとする。 ２　市は、所有権移転登記に係る事務処理を行い、原則としてその費用を負担するものとする。 ３　売却の申請により普通財産を買い受ける者は、表示登記を行う必要があるときは、原則としてその費用を負担するものとする。ただし、市の事業等に関連する売却に係る費用については、この限りでない。 その他、登録免許税を買取希望者が負担する旨は売買契約書に明記	有	（1）随意契約の場合と同様
蒲　郡　市	不動産鑑定は市が行っています。 測量・境界確定・登記は、原則、原因者が行いますが、相手方より希望があれば、市で代行して測量等を行い売り払い代金から引くこともしています。	特になし	有	蒲郡市
犬　山　市	原因者負担の考えによる	基準等なし	無	
常　滑　市	慣例として法定外公共用物や狭小地の売払いは買取希望者負担とし、一般競争入札による売払いは市で負担しています。規則・要綱等に規定はありません。			
江　南　市	契約の相手方又は契約者	江南市普通財産売払事務取扱要綱 39条（費用負担等） 前項に規定するもののほか、財産の売払いに伴い、境界の確定、測量、分筆の登記等を必要とする場合は、その費用は、契約の相手方又は契約者の負担とする。ただし、当該者の負担とすることが適当でないと認められるときは、この限りでない。	無	
小　牧　市	一般競争入札の場合は市負担としていますが、明確な決まりはありません。	特に定めはありません。	有	市
稲　沢　市	財政課所管の普通財産を売払いする場合、測量等の費用は財政課で負担をしている。	登記費用は契約書に明記されているが、その他の費用負担に関しては契約書には明記されておらず、明確な基準もない。	有	買受人が負担をした。
新　城　市	原因者負担	基準はない	無	
東　海　市	法定外公共物　測量、分筆、登記は買取者　不動産鑑定の費用は市 一般競争入札　測量、分筆、不動産鑑定の費用は市、登記は買取者	無	無	
大　府　市	普通財産の売払い 原則　測量・境界確定・不動産鑑定の費用は、市が負担、契約に係る費用・登記は相手方負担 普通財産の払下げ 測量・境界確定・契約に係る費用・登記は相手方負担	普通財産の払下げ　「大府市廃道敷等の事務処理要領」	無	
知　多　市	慣例として、測量・境界確定・不動産鑑定については、法定外公共用物の売払い（赤道等の随意契約での払下げ）の場合は買取希望者負担とし、一般競争入札や公募による売払いの場合は市で負担している。また、登記については、公共嘱託登記のため登記費用は発生しないが、登録免許税は買取希望者負担としている。	特になし	有	測量・境界確定・不動産鑑定については、市で負担。登記については、公共嘱託登記のため登記費用は発生しないが、登録免許税は買取希望者負担とした。

議題９　普通財産の売払いにかかる費用負担について（知立市提出）

市名	回答			
	（１）測量等（測量・境界確定・不動産鑑定・登記）の費用の負担者について	（２）費用負担に関する基準（規則・要領・売買契約等）	（３）企業誘致による普通財産の売払い	（「有」の場合）測量等の費用の負担者について
知　立　市	【測量・境界確定】原因者負担の考えによる（一般競争入札の場合：知立市　法定外公共用物の場合：買取希望者） 【不動産鑑定】知立市 【登記】原則、買取者	登記についてのみ、売買契約に記載	有	将来的に売払う予定です。測量・境界確定・登記は買取希望者負担の予定ですが、不動産鑑定の負担者については決まってません。
尾張旭市	○一般競争入札による売払の場合 ・測量、境界確定、不動産鑑定…市の負担 ・登記…買取者負担 ○買取希望者への随意契約による売払（面積が狭小である土地等）の場合 ・不動産鑑定（実施する場合）…市の負担 ・測量、境界確定、登記…買取者負担	規則・要領等の基準はありません。	無	
高　浜　市	貴市と同様に法定外公共用物の売払いは買取希望者負担とし、一般競争入札による売払いは市で負担。	法定外公共用物の売払い：高浜市道路寄附採納要綱を準用 (寄附採納に係る費用負担) 第9条　寄附採納に係る費用負担は、次によるものとする。 (1)　高浜市の負担する費用は、所有権移転登記に要する費用とする。 (2)　寄附者の負担する費用は、次のとおりとする。 ア　寄附用地の測量及び分筆、相続、所有権以外の権利抹消等の登記に要する費用 イ　印鑑証明書代金の費用弁償 ウ　その他前号に掲げるもの以外の費用 一般競争入札による売払い：特に定めはない。	無	
岩　倉　市	売払いの面積１筆全てを売払う場合は登記による公簿面積を基準としており、測量や境界確定は原則実施していないため費用負担は発生しないが、分筆が必要な場合においては、買受人の負担としている。また、入札の売払いのみ、市が負担し不動産鑑定を行い、最低落札価格を決定し、所有権の移転に伴う登記の登録免許税についての費用負担は買受人としている。	登記の登録免許税の費用負担については、土地売買契約書に記載しているが、その他の費用負担については明確な規則や要領はない。	有	公簿面積によるため、測量等は実施していない。
豊　明　市	原因者負担の考えにより、法定外公共用物の売払いは買取希望者負担とし、一般競争入札による売払いは市で負担している。	無し	無	
日　進　市	公用廃止等の場合、測量費用、諸登記費用（所有権移転登記を除く）、契約書印紙代まで原因者負担としている。	公用廃止等については手引きを作成している。	有	登記費用のみ契約者負担とし、それ以外は市負担としている。
田　原　市	原因者負担の考え方により判断している。	用途廃止事務取扱要綱	無	
愛　西　市	「愛西市普通財産売払い要綱」及び「愛西市普通財産売払い要綱運用内規」に基づき、随意契約で、相手方から買取り申し出があった場合は、買受人の負担としている。	「愛西市普通財産売払い要綱」「愛西市普通財産売払い要綱運用内規」で決めている	無	
清　須　市	不動産鑑定の費用は、市で負担しています。 それ以外の測量等の費用は、一般競争入札による売払いは市で負担、随意契約による売払いは買取希望者で負担を基本としています。	費用負担に関する基準はありません。	無	
北名古屋市	市負担	特になし	無	
弥　富　市	法定外公共用物の売払いは買取希望者の負担としている。	無	無	
みよし市	原因者負担	売買契約書にて規定	無	
あ　ま　市	・法定外公共用物 　測量・境界確定・登記費用は買取記号者負担 　不動産鑑定は市負担 ・一般競争入札（随意契約含む） 　すべて市負担	特にありません。	無	

議題９　普通財産の売払いにかかる費用負担について（知立市提出）

市名	回答			
	（１）測量等（測量・境界確定・不動産鑑定・登記）の費用の負担者について	（２）費用負担に関する基準（規則・要領・売買契約等）	（３）企業誘致による普通財産の売払い	（「有」の場合）測量等の費用の負担者について
長 久 手 市	原因者負担としている。	特になし。	無	